

○神奈川歯科大学大学院乙論文による学位申請について（内規）

令和5年4月1日

制定

第1条（目的）

本内規は、神奈川歯科大学大学院における乙論文による学位申請について、その運用を規定するものである。

第2条（申請論文）

乙論文として提出できる学位申請論文は以下の2つとする。

1. 公刊された原著論文
2. 公刊されたまとめ論文

第3条（対象）

乙論文を提出する者は以下の全ての条件を満たさねばならない。

1. 6年以上の研究歴（大学院での課程も含める）のある者
2. 本学の教職員の場合は、学位取得後も継続して勤務する意思のある者
3. 運営委員会が認めた者

第4条（手続き）

乙論文による学位申請の手続きは以下の通りとする。

1. 申請手続きは、学位本申請の1年以上前から開始するものとし、申請の可否について、あらかじめ運営委員会による提出前審査を受けなければならない。提出前審査申込書が受理された後、所定の手数料のみを納入するものとする。
2. 運営委員会への本申請提出前審査時点では学位申請論文を公刊していなくてもよいが、学位本申請時には、公刊されていなければならない。
3. その他、必要な手続きは、甲論文の申請に準じる。

第5条（除外対象者）

本内規は、大学院における単位取得退学者、研究生等で令和5年4月1日時点で6年以上の研究歴のある者には適用しない。

第6条（改変）

本内規の改変は、大学院教授会の議を経て研究科長が定める。

附則

学位論文の作成要領（申し合わせ事項）（平成23年4月1日制定）にある「テーシス」形式の論文での学位申請は認めない。

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

この内規は、令和8年4月1日から一部変更する。